

【特別規則】

2024

HARUNA CUP KART RACE

SL カートミーティング榛名シリーズ

REGULATION

 **SLO** SLカートスポーツ機構
SL Kartsports Organization



公 示

本大会は、FIA 国際モータースポーツ競技規則、国際カート規則ならびにそれに準拠したJAF 国内競技規則、JAF 国内カート競技規則とその付則及びSL本規則ならび本大会特別規則書に従って開催される。

第 1 章 総則

第 1 条	競技会の名称	2024 HARUNA CUP カートレース ・ SLカートミーティング 2024榛名シリーズ
第 2 条	競技種目	第 1 種競技車両 及びリブレ車両によるスプリントレース
第 3 条	競技会の格式	クローズド競技会 ・ イベント競技
第 4 条	開催場所	榛名モータースポーツランド (900m)
第 5 条	オーガナイザー の名称と住所	(有)榛名モータースポーツランド (HMSL) 〒370-3502 群馬県北群馬郡榛東村山子田2205
第 6 条	競技会競技役員	別紙特別規則書参照 (公式プログラムに記す)
第 7 条	競技クラス区分	別紙特別規則書参照

第 2 章 競技会参加申し込み

第 8 条 参加資格

- クローズドクラスは、JAF 発給の期限有効なカートドライバーライセンス、または期日の有効な SLO メンバーズカード。もしくは、主催クラブまたは団体の会員証 (当コース発行ライセンス) をもって競技ライセンスに代用することができる。
※ S L 認定 (YAMAHA) クラスは、期日の有効な SLO メンバーズカード ・ 2024年 S L メンバーズブックの所持 ・ 「有効な S L O 安全協力会登録証」を所持していること。
- 満 1 8 歳未満の者が参加出場する場合 (ピットクルー含む) には 親権者 又は保護者の出場承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。
- 参加申し込み受付期日は 競技会開催 7 日前までに (所定の用紙によるFAX 申し込みも可) 申し込みに必要な書類 ・ 参加申込書 ・ 競技会参加に関する誓約書 ・ 車両申告書 ・ 自己加入保険書に必ず記載のこと。
- 出場するレースの保険は各自にて加入すること。ドライバー ・ ピット員 ・ 同行者は SLO保険 ・ スポーツ安全保険等のレースで有効な保険に必ず入っていること。また、健康保険証を携帯すること。
※ SLO 安全協力会加入区分 B の加入者は、1,000 万円以上の有効な保険に加入していなければならない。ピットクルーは、500 万円以上のレースで有効な保険に加入していなければならない。

第 9 条 参加定員、参加受付台数は、

- シニアMAX、ジュニアMAX、MAX マスターズ、ヤマハSS 各クラス45 台まで。
- コマー60、ヤマハカデットオープン、MAX G10、MAX ライツ、ハルナSS、各クラス 45 台までとする。
- 受付締切り時の台数が 2 台以内の場合には不成立のため、原則としてはレースを行なわれない。
- クラスの参加台数が 10 台に満たない場合は、他クラスとの混走レースの開催となる場合がある。但し、この場合の賞典についてはクラス別とする。

第 10 条 参加料

シニアMAX ・ ジュニアMAX ・ MAXマスターズ	¥13,000	(ピットクルー各 1 名の登録料 ・ 消費税含む)
ヤマハSS	¥13,000	(同上)
ヤマハカデットオープン	¥12,000	(同上)
MAXライツ ・ MAX G10 ・ MAX D2	¥13,000	(同上)
ハルナSS ・ ヤマハSSジュニア	¥13,000	(同上)
コマー60	¥11,000	(同上)

ピットクルー登録は、2 名までとする。2 名の場合は、別途。 消費税含む ¥1,000 となります。
自動計測装置 トランスポンダーは、別途。【今年4月から】 マイボンダは除く ¥1,000 となります。

※ 通常締め切り日以降からの受付は可能ですが、延滞遅延手数料 ¥2,000 が必要となります。

※ F A Xエントリーで、参加受理後の取り消しにも、エントリー料が必要となります。

第 11 条 シャシー及びエンジン登録

競技に使用するシャシー、エンジンは車両申告書に登録済みのものとしエンジン 2 基、シャシー 1 台とする。
但し、ヤマハカデットオープン、ヤマハ S S ジュニア、ヤマハ S S は 1 基とする。

第 12 条 参加受理と参加拒否

- 1) 参加申込者に対して大会事務局より参加受理または参加拒否が通知される。その結果として、ホームページにエントリーリストを掲載することとする。
 - 2) 参加を拒否された申込者に対しては、参加料が返還される。
 - 3) 参加を受理された後、参加を取り消す申込者には、参加料は返還されない。また、FAX 及び E-mail の申込者も同様とする。この場合、参加料は後日請求される。
- ※ いかなる場合もレース開催日の 7 日以前にエントリーを済まさなければならない。

第 3 章 参加車両規定

第 13 条 エンジン、キャブレター、インレットサイレンサー、マフラー、クラッチ規定

- 1) エンジン規定は、別表 (P.9) を参照。スペアエンジン (2 名以内の重複登録を認める) は 1 基まで。
S L クラスは、S L 車両規定に準ずる。M A X クラスは、M A X チャレンジ規定に準ずる。
※ ヤマハカデットオープン、ヤマハ S S ジュニア、ヤマハ S S はスペア無しとし、公式車両検査時登録のものに限る。
※ ヤマハカデットオープン、ヤマハ S S ジュニア、ヤマハ S S は、登録したエンジンが故障破損等により技術委員長が走行不可能と判断した場合に限り、1 回だけエンジンの交換が認められる。
故障破損したエンジンも再車検の対象となる。交換する場合は車検長立ち会いの下で追加の登録が認められる。交換後のヒートのグリッドポジションは、最後尾 (複数名の場合、最も遅く申告したものを最後尾とする。) とする。
- 2) キャブレター規定は、メーカー指定の純正品、改造不可。別表 (P.9) を参照。
- 3) インレットサイレンサー (吸気消音器) 規定
S L ヤマハエンジンクラスは、ヤマハ純正吸気消音器 (TYA-14410-01) のみとします。
また、M A X クラスは指定の純正インレットサイレンサーを取り付けること。
※ 全クラス必備とする。以外のクラスは、CIK/FIA 公認を義務付ける。吸入口の直径は 23φmm 以下とする (コマー60クラスは 22φmm以下)。改造不可。
- 4) マフラー規定
メーカー純正マフラーを使用する。改造不可。
- 5) ガソリンキャッチタンク
全クラス、ガソリンタンクに取り付けられているエア抜きのホースにガソリンキャッチタンクの装着を義務付ける。容量は 150cc 以上とする。
- 6) プラグ
一般市販のプラグ無改造で取り付けること。但し、ガイシ部電極部以外が燃焼室内に突き出したものの使用は認められない。尚、プラグ指定のクラスも有り。
- 7) クラッチ
クラッチハウジング・シューへのオイル・グリスの塗布は禁止とする。
- 8) 燃料
燃料は「JAF 国内カート競技車両規則」に従った一般市販の無鉛ガソリン及びオイルを使用しなければならない。予告なくこれらを検査する場合がある。エンジンオイル指定クラスは、指定オイルを使用すること。S L 認定クラスは、CIK 公認オイルまたは SLO 認定オイルを使用すること。なお、添加物の使用は認められない。また、全ての燃料冷却方式は禁止される。
- 9) ラジエター水
冬季の 1 月、2 月は、一般市販クーラント液 の使用を認める。

第 14 条 カート

本規則 第 3 章 第 13 条に規定するエンジンを搭載し「JAF 国内カート競技車両規則」第 2 章、S L クラスは S L 車両規定に合致する車両とし以下の規定を満たすこと。

- 1) ブレーキはフットペダルによって両方のリアホイールに同時かつ有効に作動しなければならない。
フロントブレーキ装着は禁止する。
ハンドブレーキは、オーガナイザーが認めた者のみ許可される。アンチロック装着は全て認めない。

- 2) 競技ナンバープレートは前後左右に必備とし、用意すること。大きさは約 21cm 角とする。字体は幅 2cm の字画で最小高 15cm とする。
競技ナンバーは、全クラスとも、黄地（または白地）に黒文字 のもので取り付けなければならない。また、全クラスともゼッケンに蛍光色を使用してはならない。タイヤにも、白色のペイントマーカーで記入のこと。
※ 年間通して、第1戦目のゼッケン番号を優先する。
- 3) バンパーは前後左右とも必備とし、その取り付け方法については「JAF 国内カート競技車両規則」第2章第7条に従うこと。サイドバンパーの役割は、サイドボックスにより補われるものとする。
リアゼッケンをかねたリアプロテクションの装着については、全クラス必備とする。
如何なる状況下においても、リアプロテクションはリアホイール水平面からはみ出してはならない。
- 4) チェーンガードは必備とし、幅は3 cm以上あり車両上方から見てチェーンが見えない状態であること。また車両側方より見てエンジン側スプロケットが見えない形状を厳守すること。クラッチカバーおよびS L クラッチにおいてはS L クラッチプロテクターを取付けなければなりません。
- 5) フェンダー、ホイールガード、ストーンガード及びキャブレターガード等に類するものは一切禁止とする。但し、雨天の場合のキャブレターガード及び吸気音低減を目的としたインレットサイレンサーはこの限りではない。
- 6) 排気装置については、排気系統のいかなる部分も、車両全長および全幅より突出してはなりません。排出口の末端は、安全な加工が施されていないと認められ、排気はドライバーの後方で行われ、かつガスの排出は地上より45cm以下で行われなければなりません。
- 7) 競技に使用するタイヤは別表2 (P.9) に示すものとし、タイヤソフナー・化学化合物等、一切の貼付を禁止し、スリック、レインタイヤともグルーピングは禁止する。
各クラスのスリック、レインタイヤは1セットとし公式車両検査時登録のものに限る。
但し、公式練習の際、MAXクラスは、登録していないものを使用することができる。
S L クラス、イベントクラスは公式車両検査時登録（刻印されたタイヤ）のものに限る。
また、レインタイヤに限り、各ヒート・使用時点でのマーキングとする。
タイヤに不慮のトラブルの場合は技術委員長承認のもとに、1本のみ交換が認められる。
- 8) フロントフェアリング及びフロントパネルは全クラス必備とする。CIK/FIA 公認フロントフェアリングの取り付けを義務付ける。
※ RMCクラス・S L 認定ヤマハクラスは、CIK/FIA 公認フロントフェアリング取り付けキットを取りつけること。（他の車両に当たった場合に脱落する部品）ワイヤーやテープ等で補強することは出来ません。
- 9) 音量規定については「JAF 国内カート競技車両規則」第23条によるものとし、78dB(A)+3dB(A) を超えるものについてはタイムトライアルのみの時間に次の時間を加算し、各ヒートのペナルティーは科さない。

表

音 量	タイムトライアルの時間に次時間が加算される
81.5dB 以上 82dB 未満	0.25 秒
82dB 以上 82.5dB 未満	0.5 秒
82.5dB 以上 83dB 未満	1秒
83dB 以上 83.5dB 未満	2秒
83.5dB 以上 84dB 未満	4秒

(84dB 以上の音量が出たドライバーはレースから除外される。)

10) 自動計測装置 (トランスポンダー)

参加者は、自動計測機 (トランスポンダー) を取り付け、走行中に常に機能する状態を保つ責任を負う。
MYラップ社製 <https://speedhiveshop.mylaps.com/> マイポンダー (個人所有型自動計測機) を各自にて用意して装着することが望ましい。充電は十分に行っておくこと。なお、不具合が生じた場合は、トランスポンダーを改善するか交換すること。その機能不具合による不利益は参加者が責任を負う。
主催者貸出し用の自動計測機 (トランスポンダー) 1,000円を使用する場合、レース当日に車両検査場において配布を行う。また、計測機をとめるホルダー 500円 も予め用意すること。
取付け位置はシート背面か、プレーキ側のメインのシートステーに、上下を正確に取り付けものとする。
走行前に脱落しないよう随時確認すること。万一、貸し出された自動計測装置を破損、紛失した場合、理由の如何を問わず主催者より請求される。

1 1) 車載カメラ

車載カメラを取り付ける場合、ブレーキ側付近のメインフレームまたはシートステーから取り、カメラをボルトとナット等でしっかり固定すること。不備があれば取り外しを命ぜられます。
尚、いかなる場合でも競技判定としての使用は認めない。

第 15 条 公式車両検査

- 1) 「JAF 国内カート競技規則 競技会参加に関する規定」(車両検査の義務)に基づき車両検査が行なわれる。この際、規則に不適合な部分がありながらも、なお技術員に発見されなかったとしても承認を意味するものではなく、レース中それに関する疑義が生じた場合は旗の指示、車輛の検査を受ける場合がある。
- 2) 公式車両検査の日時及び場所は公式通知にて発表する。
- 3) ドライバーは公式車両検査に立ち会わなければいけない。その際、服装に関しても「JAF カート競技会参加に関する規定」第 11 条に基づき、技術委員の検査を受けなければならない。また次の物は 競技中携行または着用しなければならない。
ドライバーライセンス・競技用スーツ・ヘルメット・グローブ・シールド・シューズを用意すること。
また、公式車両検査時には期限有効な消火器を持参すること。
- 4) 「JAF カート競技会運営に関する規定」第 31 条、第 32 条に基づきレース後公式通知によって指定場所で計量が行なわれる。車両重量を満たすためバラストを積む必要がある時には、全て固形材料を用い直径最小 6mm の少なくとも 2 本のボルトとナットを用いてシャシーまたはシートに取付けなくてはならない。
- 5) S L 認定クラス・MAX チャレンジクラスは、車検時においてエンジンへの封印が施される。
シリンダーヘッド・シリンダーヘッドナットには車検の際、封印の為の穴をそれぞれ 1 つ施さなければならない。

第 4 章 競技に関する事項

第 16 条 タイムスケジュール：公式プログラムに記す。

※エンジンの始動は、朝 9 時以降とし、夕方 5 時までとする。 注) 朝 9 時前には始動しないこと。

※エンジンの暖機は、禁止とする。

エンジンスタートのチェックは、ダミーグリッド上のみ許され、時間帯は競技役員の指示で行う。

不必要な騒音を減らし、環境と周辺住民に対して敬意を払わなければなりません。

※ドライバーズブリーフィング

大会参加選手はブリーフィングに参加することが義務であり、参加しない場合は、除外される場合があります。

第 17 条 公式練習

すべてのドライバーは定められている公式練習に参加しなければなりません。但しピットアウトレススタートラインを通過する前に本コースで停止した場合も、公式練習に参加したものと認められる。

第 18 条 タイムトライアル

- 1) 全ドライバーはタイムトライアルに参加しなければならない。参加しない場合には、タイムトライアルは失格とし、予選ヒートは最後尾スタートとなる。
- 2) ベストラップが同タイムの場合は、セカンドラップを採用する。更に同タイムとなった場合もこれに準ずる(サードラップ以降のタイム)。
- 3) ノータイム(出走順またはゼッケン順)
- 4) ドライバーは、タイムトライアルとして設定された時間内であれば任意に出走し、時間内であれば途中で停止した場合も再トライすることができる。但し、ピットに戻った場合は再トライすることはできない。
- 5) その他の方法、公式練習&タイムトライアルで行なう場合は、公式通知にて発表する。

第 19 条 レースの方法

- 1) レースは予選 1 ヒート、決勝 1 ヒートとし、決勝ヒートの結果により最終順位を決定する。
- 2) レース成立台数は公式練習 3 台以上とする。

第 20 条 予選ヒート

- 1) 予選ヒートのグリッドポジションはタイムトライアルの結果による。予選ヒートの結果に基づき決勝ヒートのグリッドポジションを決定する。
- 2) オーガナイザーが決定する 1 ヒートのグリッド数を超える出場台数があった場合は、予選を複数グループに分けて行なう。

- 3) 2グループに分ける場合、タイムトライアルの結果で、Aグループ(奇数順位)と・Bグループ(偶数順位)により分けられる。
- 4) 周回数は、コマー60・ヤマハカデットOPを8周、
MAX G10～ヤマハSS～MAXマスターズ・シニアMAXを10周とする。
変更がある場合、セカンドチャンスヒートを行う場合には公式通知にて発表する。

第21条 決勝ヒート

- 1) 予選を通過した者のみで行なう。
- 2) グリッドポジションは、予選ヒートの結果順とする。分けた場合、A組をイン側・Bをアウト側とする。
- 3) 周回数は、コマー60・ヤマハカデットOPを10周
MAX G10～ヤマハSS～MAXマスターズ・シニアMAXを12周とする。
変更がある場合は公式通知にて発表する。

第22条 スタート

- 1) スタートは、信号機の赤ライト使用した2列縦隊のローリングスタートとします。
- 2) ローリング中、各ドライバーはオーガナイザーが定める区間、レッドラインより追い越し及び割り込みは禁止される。これに違反した者はそのヒートにおいてペナルティーとする。
- 3) ローリング中は、隊列を整えコリドー(幅2mの白線内)を保たなければならない。
- 4) スタートライン手前に引かれたイエローラインを超えるまでは加速してはならない。
隊列が整ったと判断した場合、赤ライトが消灯されスタートとなる。
- 5) ローリング中、隊列のペースを乱すものがあつた場合には白黒旗が示される。フロントローでそれが繰り返された場合は最後尾に繰り下げられる場合がある。
- 6) ローリング中スピンをした場合及びピットインした場合、ドライバーは最後尾につかなければならない。
- 7) ローリング中にコースをショートカットすることは禁止する。
- 8) スタート後、先頭のカートが1周するまでにスタートラインを超えないカートは、そのヒートを出走することはできない。
- 9) ローリング中、大きく遅れた者には白地に赤のクロスのボードまたは旗を提示する場合がある。
提示されたドライバーは最後尾に繰り下げられる場合がある。
- 10) スタート時にフライング(不正スタート)・レーンからの逸脱があつた場合には、ペナルティーを科す。

第23条 ピットインする場合はピットロードを徐行しなければならず、かつ必ずピットストップし、エンジンを停止しなければならない。これに違反した場合はペナルティーの対象となる。

第24条 信号に関しては「JAF カート競技会運営に関する規定」第13条に従うこと。
給油に関しては「JAF カート競技会参加に関する規定」第19条に従うこと。

第25条 レース終了

レース着順1位の者がフィニッシュラインを通過後、2分以内にカートが自力で同ラインを通過した者に対してチェッカーフラッグが振られる。
先頭のカートが規定周回数を終了する以前に謝ってチェッカーの場合は、その時点をもって競技終了とする。
遅れてチェッカーの場合は、チェッカーと無関係に規定の周回数で終了したものととして順位が決定されます。
尚、Wチェッカーを受けてしまったドライバーは厳重注意とするが、失格にはならない。

第26条 車両保管及び再車検

- 1) レース終了後、全車、車両保管及び再車検を行なう。
- 2) 車両保管の時間はレース終了後30分以上とし、所定の場所で行なわれる。
車両保管解除後、車両はエントラントが速やかに引き取らなければならない。
- 3) 技術委員長はスタートした全ての車両に対し検査を行なう権限を持ち、技術委員長より検査の指示があつた場合は、エントラントもしくはその代理人が責任を持って車両の分解及び組み立てを行なわなければならない。但し、関係役員、エントラント及びドライバー以外は検査に立ち会うことはできない。
- 4) 本条項の検査に応じない場合は失格とする。
- 5) 上記条項の違反者には大会審査委員会の決定するペナルティーが科せられる。

第 27 条 ピットクルー及びピット

- 1) ピットは指定された場所（コントロールタワーから1コーナーまでの黄ラインの中）を使用しなければならない。また、ピット内で作業し得る者は、当レースに出場している本ドライバーとピット要員のみとし、ピット要員は指定されたゼッケンを装着しなければならない。
- 2) ピットクルーの行為については「JAF カート競技会参加に関する規定」第 18 条に基づくが、レース中における場合は、ドライバーに直接統括の責任があるものとする。
ピットクルーによる規則違反は、当該ドライバーに対し黒旗の指示となることがある。
- 3) ピットにおいて火気及び発火物の使用は禁止、消火器の携帯を義務付ける〔4型（内容量 1.2 kg）以上・使用期限有効な物（種類：ABC 粉末タイプ）〕。
公式車両検査時には、確認するため車両と共に持参すること。
- 4) 燃料の容器は 20ℓ 以内の金属製の携行缶でなければならない。

第 28 条 ピットサイン

走行中のドライバーに対しピットクルー 1 名に限りプラットホームからピットサインを送ることができる。

第 29 条 完走

チェッカーにかかわらず、規定周回数の 1/2 以上を完走していなければならない。

第 30 条 順位の決定

- 1) レースの順位は次の順序により、多い順に決定される。
 - (1) チェッカーを受けた完走者（規定周回数の 1/2 以上を完了しチェッカーを受けた者）。
 - (2) チェッカーを受けない完走者（規定周回数の 1/2 以上走行したがチェッカーを受けなかった者）。
 - (3) 周回数に基づく不完走者（チェッカーにかかわらず、規定周回数の 1/2 以上を走行していない者）。
 - (4) 失格者
 - (5) 不出走者（当該ヒートに出走できなかった者）上記項目で、同一周回数の場合は、その周回を先に完了（コントロールライン通過）したものを優先する。

第 31 条 抗議

- 1) 「JAF 国内カート競技規則」に基づき書面をもって抗議料を添付の上、エントラントより競技長を経由して、大会審査委員会に提出するものとする。
但し、フロントフェアリング規定の判定については、抗議の対象とすることはできない。
コマー60・ヤマハSSジュニア・MAX G10・MAXライツ・MAX D2・ハルナSS の各イベントクラスは非公認クラスのため抗議を認めない。
- 2) 抗議提出の制限時間
 - (A) 技術委員または車両検査員の決定に対する抗議は、決定直後とする。
 - (B) 競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技の終了後 30 分以内とする。
 - (C) 競技の成績に関する抗議は、その発表後 30 分以内とする。
- 3) 抗議料は 21,200 円（消費税別）「JAF国内カート競技規則」とする。また車両等の検査費は別途とする。

第 32 条 成績決定及び賞典

- 1) 決勝ヒート順位により決定する。
- 2) 賞典はドライバーに対して行なわれる。
- 3) 内容については、1～6位にはトロフィー、または副賞。
- 4) 賞典は、決勝出場台数が少ない場合には次のように制限される。
4～6台→2位、7～11台→4位、12～15台→5位、16台以上→6位～
- 5) 賞典の対象は決勝ヒートを完走した者に限る。
- 6) 年間のシリーズポイントによりシリーズチャンピオンを決定してシリーズ表彰する。参加台数により不成立になったクラスは、シリーズ表彰は行なわれない。ポイント表は別表3 (P.11)の通りとする。同ポイントの場合は最高上位入賞（優勝回数）の多い者を優先する。それでも同一となる場合は最終戦の決勝順位次を優先する。それでも同一の場合は出場回数の多い者、なおかつ同一の場合は上位入賞が多い者を優先する。

第 33 条 広告に関する事項

ナンバープレートに広告を表示することは認められない。その他の広告については、オーガナイザーは次のものに関し抹消する権限を有し、かつドライバーはこれを拒否することができない。

1. 公序良俗に反するもの。
2. 政治、宗教に関係したもの。

第 34 条 ペナルティー（罰則）

- 1) ペナルティーには次の 5 種があります。
 - a. タイムおよび得点ペナルティー
 - b. 警告
 - c. 順位降格（リザルトのポジションダウン）
 - d. ラップペナルティ
 - e. 失格
- 2) 警告はその必要ありと認められた違反に対し発せられます。
- 3) 順位降格はレーススタート時の違反、危険な行為などの場合、そのヒート終了後の順位を下げる時に適用されます。
- 4) ラップペナルティは、失格にならない程度の違反に適用されます。
- 5) 失格は次の反則行為に課せられます。
 - a. 違法または不当に得たアドバンテージ。
 - b. 故意に自己または他人の安全をかえりみる事なく行なう危険行為。
 - c. 与えられたオフィシャル指示を故意に無視したとき。
 - d. 与えられたフラッグサインの無視。
- 6) 重量違反・国内カート競技車両規則に定める必備部品の脱落（後方ナンバープレートは除く）は、当該タイムトライアル、当該ヒート失格 となります。
- 6) レース中はコースを外れてショートカット及びイエローラインカットすることは認められず、当該行為はコースアウトとみなされペナルティーの対象とする。
- 7) 走路審判員が反則または妨害行為とみなしたものについてはペナルティーを科する。さらに、その行為が 2 回以上に及ぶ時は失格とする。
- 8) ドライバーサインは次の通りとし、これを怠った者に対してはペナルティーが科せられることがある。
 - a. コース上で停止した場合のサインは、両手を頭上に高く上げること。
 - b. ピットイン、ピットアウトのサインは、片手を頭上に高く上げること。
 - c. ミススタート旗が示された場合は、各自片手を頭上に上げ、スピードダウンし、元のローリングポジションに戻るものとする。
- 9) 大会競技中の違反に対するペナルティーは、競技長が審査委員会に諮って審査委員会により決定される。審査委員会は、状況に応じて罰則を軽減したり強化したりすることができる。
- 10) オフィシャル指示に対する違反（暴言含む）・（SNS誹謗）は 当該ドライバー失格。法的措置も。
- 11) フロントフェアリングが正しい装着状態でない場合：タイムペナルティ 5 秒加算

第 35 条 コース復帰及びリタイヤ

- 1) 公式練習、タイムトライアル及びレース中（ローリングを含む）にコース上で停止した場合、他を妨害することなく自力で再発進できる場合のみレースに復帰できるものとする。
- 2) 公式練習、タイムトライアル、レース中（ローリングを含む）にリタイヤしたドライバーは自分の車両を速やかに安全な場所に移動し、そのヒートが終了するまで近くのコースポストで待機する。

第 36 条 延期、中止または取り止め及び変更に関する事項

「JAF カート競技会組織に関する規定」第 6 条に基づき、オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て大会の一部あるいは全部を延期、中止または取り止めることができる。イベントの全部を中止あるいは 24 時間以上延期する場合は、エントリーフィーは全額返還される。

なお、エントリーフィー及びドライバーは、これによって生ずる損失についてはオーガナイザーに抗議する権利を保有しない。

さらにオーガナイザーは大会審査委員会の承認を得てイベントの内容を変更する権限も併せて保有するものとする。これに対する抗議は認められない。

第 37 条 その他 競技に関する一般事項

- 1) 公式練習を含み、チェッカーフラッグ提示と同時にピットロードを閉鎖し以降のコースインはできないこととする。
- 2) オレンジボール、黒旗の提示はコントロールライン上のフラッグタワーとし、ヒート最終周は提示しない。走行中に吸気系または排気系のトラブルが発生した場合、直ちに安全な場所に停止しなければならない。競技を続行することは一切認められない。これに違反した場合はペナルティーの対象となる。ヒート中の音量違反には、黒旗が提示され当該ヒートは失格とする。

- 3) 公式練習、タイムアタック及びレース中（ローリングを含む）にコースアウト、またはコース上で停止した場合、他を妨害することなく自力で再発進できる場合にのみレースに復帰できるものとする。
またリタイヤしたドライバーは、他を妨害することなく自分の車両を速やかに安全な場所に移動すると共に、コースオフィシャルの指示に従うこととする。
- 4) 競技中において、前後いずれかの競技ナンバーが判読できない場合はオレンジ色の円形のある黒旗（番号を添えて提示）が振られる場合がある。それに該当する車両は必ず一度ピットインして競技ナンバーを取り付け直さなければならない。
- 5) レース（ヒート）周回数の60%以上が消化された場合、当該レース（ヒート）が成立とする。

第5章 その他一般事項

第 38 条 損害の補償

- 1) 参加者は参加車両及びその付属品ならびにレース場の施設、機材、器具に対する損害の補償の責任を負うものとする。計測器の破損、紛失に関しても損害請求をすることがある。
- 2) 起こった負傷等は、保険に各自にて加入し、参加者自らが責任を負うものとする。
- 3) エントラント、ドライバー、ピット要員、同行者・観客はコース所有者、オーガナイザー及び大会役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承してはならない。
- 4) 主催者および大会役員の業務遂行により起きたドライバー、ピット要員の死亡、負傷および車両の損害に対して主催、後援、協力、協賛するものおよび大会役員は一切の補償責任を負わないものとします。

第 39 条 誓約書の署名

エントラント、ドライバー、ピット要員は参加申込用紙に記載された誓約文に署名捺印しなければならない。

第 40 条 本規則の効力、違反、解釈

本規則は参加申し込み受付と同時に効力を発する。本規則に対する違反は大会審査委員会の決定により宣告される。本規則ならびに競技の細則に関する疑義については事務局あてに質疑申し立てができる。

この回答は大会審査委員会の決定を最終的なものとして示される。

第 41 条 オーガナイザーは次の権限を有するものとする。

- 1) 参加申し込みの受付に際して、その理由を示すことなく参加者、ドライバー、ピット要員を選択あるいは拒否することができる。特にスポーツマンシップに著しく反する行為が見られた者に対しては拒否することができる。
反社会的勢力の参加、同伴を拒否し、または競技会を失格となった場合には、主催者は当該参加者の支払済みのエントリーフィー、保険料、その他競技会において発生した全ての損害を賠償する責を負わないものとする。
- 2) 大会スポンサーの広告を参加車両に添付させることができる。
- 3) やむを得ざる理由により公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの氏名登録または変更について、大会審査委員会の承認のもと許可することができる。
- 4) 全ての参加者、ドライバー、ピット要員、同行者及びその参加車両の音声、写真、映像など報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することができる。
また、取得した個人情報（エントリーリスト、プログラム、リザルト、ホームページ、インターネットを経由したリザルト情報公開、保険業務、その他等への氏名等の掲載）がある。

第 42 条 ピット及びパドックに関する一般事項

- 1) 競技車両のピット、パドックでのエンジン始動、エンジンを始動して乗車走行することは禁止とする。
- 2) パドックでのキックボード、エンジン付き乗り物等の使用を禁止する。
- 3) 喫煙は指定された場所のみで行うこと。又、火気厳禁、火気（溶接機、暖房機、喫煙等）の事故は各自にて責任を負うこと。
- 4) 走行中の飲酒、薬物使用が厳禁であることを尊重しなければなりません。
- 5) テントに関して、重りによる固定等、風対策を確実に行うこと。各自責任をもつこと。
- 6) 盗難、事故などについては責任を負いかねるので、各自責任をもって管理すること。
- 7) 毎週土曜・日曜の両日（レース開催日を含める）は、パドック内は駐車禁止とする。自動車は専用駐車場へ移動すること。

第 43 条 保険

- 1) 全てのドライバー、ピット員は、各自にて ドライバー1000 万円以上、 ピット要員 500 万円以上 のカート競技に有効な保険に加入していなければならない。
この大会は保険が付保されていません。 参加される方は、全ての事故、損害についてご自身の責任となりますので、必ずレースに有効な保険を各自にてご加入ください。
- 2) S L カートミーティングに参加する場合、S L O スポーツ安全協会の加入が義務付けとなります。
- (A) S L O 安全協会（スポーツ安全保険）について
J K L A（日本カートランド協会）加盟ランドを利用する全てのカーターを対象とした S L O（一般社団法人 S L カートスポーツ機構）が推進する「スポーツ安全保険」です。「スポーツ安全保険」とは財団法人スポーツ安全協会が、東京海上日動火災（株）を幹事会社とする損害保険会社 10 社との間に傷害保険を一括契約する補償制度です。
- (B) S L O 安全協会の加入条件は、以下のいずれかの有効な資格が必要となります。いずれの資格もお持ちで無い場合は加入出来ません。 ※ 当該年度小学 2 年生以上が加入できます。
S L O 安全協会の加入は J K L A 加盟ランド。または S L O 認定ショップで加入することができます。
1. S L O メンバースカード
 2. J A F カートライセンス
 3. コースライセンス（J K L A 加盟ランドが発行するものに限る）
- (C) 補償の概要
- | | | | | |
|------|----------------|------------------|-----------------|-----------------|
| C 区分 | 死亡：2, 0 0 0 万円 | 後遺障害：3, 0 0 0 万円 | 入院：4, 0 0 0 円/日 | 通院：1, 5 0 0 円/日 |
| B 区分 | 死亡：6 0 0 万円 | 後遺障害：9 0 0 万円 | 入院：1, 8 0 0 円/日 | 通院：1, 0 0 0 円/日 |
- 注) 令和 2 年度の一例、詳しくは、SLO安全協会ホームページにてご確認ください。
- (D) 保険期間
毎年 4 月 1 日午前 0 時から翌年 3 月 3 1 日午後 1 2 時まで。
※原則として加入申込は毎週火曜日締切、保険適応は当該週の土曜日午前 0 時からになります。
※登録項目に不備がなく受け付けが終了した場合。
※途中入会や途中脱会の場合 ⇒ 途中入会でも加入することが出来ますが保険期間の延長はありません。
途中脱会の場合でも登録料の払戻は行いません。
例) 1 月に加入した場合でも、保険有効期間は当該年 3 月 3 1 日午後 1 2 時までです。
- (E) S L O 安全協会登録料・更新

注) 令和5年度の一例

対 象	区分	S L O 会 員	S L O 非 会 員
子供 当該年度 中学生以下	A 1	1, 7 0 0 円	3, 2 0 0 円
大人 6 5 歳以上	B	2, 1 0 0 円	3, 6 0 0 円
大人 当該年度 高校生以上～6 5 歳以下	C	2, 7 5 0 円	4, 2 5 0 円

自動更新はありません。 新年度の受付開始は毎年 3 月 1 日からの予定です。

- (F) 加入した方へのお願い
S L O 安全協会登録証は、カード(発行料 5 5 0 円)もしくは、スマートフォン上での表示となります。

(G) 保険請求の流れ

もしランドでケガをしたら、ランド窓口はその詳細を直ちに報告して下さい。

※後日の報告では保険の適応を受けられないことがあります。



ランドは事故報告書を作成します。(ランドは事故報告書を S L O 事務局に提出)



医療機関に受診後、医療機関の診断書等 (コピー可) をランドに提出して下さい。



(ランドは診断書等を S L O 事務局に提出)

S L O 安全協会は認定の是非を行います。



認定された場合、保険請求用紙等が保険会社から送られます。S L O の承認印が必要となりますので必要事項を記入して S L O 事務局に提出して下さい。これ以降はご本人と保険会社とのやりとりとなります。

2024 HARUNA CUP KARTRACE クラス別 車両規定

クラス	エンジン (改造不可)		シャシー		タイヤ			最低重量	年齢 (当該年度)	ライセンス	エントリーフィー 保険は各自にて加入
	機種	キャブ・リストラクター ※ ・オイル・プラグ	機種	リア アクスル	メーカー	ドライ	レイン				
コマー 60	Comer W60	純正・改造不可	ジュニア専用	30φmm 以下	D L	SL J	W2	90 Kg	5歳以上	保護者又はドライバーがJAFかSLOか当コース会員のいずれか	11,000円
ヤマハ カデットオープン	YAMAHA KT100SEC 日本国内仕様	純正・改造不可 WB3A WB21 WB33 ※印 14.5φmm	SLカデット 規定に準ずる	30φmm以下 SL規定に準ずる	D L	SL J	W2	110 Kg	小学2年生以上	SLカデット もしくはSL-B以上	12,000円
ヤマハ SS ジュニア	YAMAHA KT100SEC 日本国内仕様	純正・改造不可 WB3A WB21 WB33 ※印 19.8φmm	一般市販	50φmm 以下	D L	SL FD	W2	135 Kg	小学4年生 ~中学生	SLカデット もしくはSL-B以上	13,000円
ヤマハ SS	YAMAHA KT100SEC 日本国内仕様	純正・改造不可 WB3A WB21 WB33 ※印 26φmm	一般市販	50φmm 以下	D L	SL22	W 2	145 Kg	小学6年生以上	SL-B 以上	13,000円
ハルナ SS	KT100SECが 望ましい。SD・SC オープン		一般市販	50φmm 以下	D L	SL22	各SL	145 Kg	12歳以上	SLO・JAF・当コース 会員のいずれか	13,000円
	オープン	純正・改造不可			オープン	各SL	各SL	~160 Kg			
MAX GIO	FR125MAX エキゾーストソケット 22mm	リストラクター、キャブ、 電装品の新旧は自由 プラグ自由、ギア指定無し	一般市販	50φmm 以下	MOJO	D 1	MOJOか 各SLでOK	165 Kg	12歳以上	SLO・JAF・当コース 又は各カートショップの 会員のいずれか	13,000円
MAX ライツ	ROTAX FR125MAX	純正・改造不可 デロルトXS、QS、QD EVOは、XSのみ 排気にリストラクター取付 オイル・プラグ指定	一般市販	50φmm 以下	MOJO	D 1	W 5	160 Kg	12歳以上	SLO・JAF・ 当コース会員の いずれか	13,000円
MAX D2	ROTAX FR125MAX		一般市販	50φmm 以下	MOJO	D 2	W 5	160 Kg			
ジュニア MAX	ROTAX Junior MAX	純正・改造不可 デロルトXS オイル・プラグ指定	一般市販	50φmm 以下	MOJO	D 2	W 5	145 kg	小5~17歳	SLO・JAF ・当コース会員の いずれか	13,000円
シニア MAX	ROTAX Senior MAX	純正・改造不可 デロルトXS オイル・プラグ指定	一般市販	50φmm 以下	MOJO	D 5	W 5	160 Kg	13歳以上		
MAX マスターズ					MOJO	D 5	W 5	165 Kg	25歳以上		

特記事項

- 全てクラスにおいて、フロントブレーキは禁止。 ハンドブレーキに関して、特別に許可した場合は使用を認めるものとする。
- レースで使用するタイヤに各自の「ゼッケンNo」を記入しておくこと。文字の色は、「白色」
- MOJOタイヤクラスは、スリックタイヤ、レインタイヤ共に指定方向のみ ➡ 使用可とする。
- 新規の追加が、有る場合は公式通知にて記す。
- コマー60・MAX GIO クラスのフロントフェアリングは、旧型取り付け使用も可。
- YAMAHA エンジンクラスは、2024SL 規定に準ずる。(※印) SLスキッシュエリアの数値規定 合計4.5mm以上
- ヤマハSS・ハルナSS クラスの30歳以上のレディースの重量は141Kgとする。但し、優勝した場合は+2Kg ずつ増える。最大145Kgまで
- ヤマハカデットオープンのキャブは、14.5φmmテーパージョイント装着(品番指定)・ヤマハSSジュニアは、19.8φmmテーパージョイント装着(品番指定)
- シニアMAXクラスのRMC・グランドファイナル出場年齢は、14歳以上、各ライセンス要件を要確認。
- 参加台数により、混走となるクラス有り。その場合には、重量の変更有り。

ピット2名の場合
は+1000円

自動計測装置
トランスポンダー
+1000円
【今年4月から】
マイポンドは除く

2024 HARUNA CUP POINT 規定 (得点は決勝出場者に与えられる)

別表

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25点	22点	20点	18点	16点	15点	14点	13点	12点	11点
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

以降は、1ポイントとなる。

ポイントは、決勝ヒート完走者のみに与えられ、不完走者および失格者には与えられません。

- ※ シリーズ順位は、全クラスとも同一クラスに全戦の60%以上の競技会に参加した場合に有効となる。
- ※ 各レースでタイムトライアル1位の者には、特別に +1ポイントが与えられる。
- ※ 最終戦は、各クラス決勝に1.5倍のポイントが与えられる。
- ※ シリーズ順位は、全戦のポイントと同一クラスの全7戦出場者に +3ポイント、その合計ポイントにおいて決定する。
- ※ 不成立となったクラスには、ポイントは付きません。
- ※ 決勝ヒート終了前に大会の中止が決定した場合、予選ヒートが終了した開催クラスのみ予選ヒートの結果をレースの正式結果とし、付与ポイントの半分をシリーズポイントとする。
この場合、特別追加ポイントは有効とする。但し、予選ヒートを終えていない開催クラスは不成立とする。

2024 HARUNA CUP シリーズ賞典

1) 当該クラス

シニアMAX・ジュニアMAX・MAXマスターズ・MAX D2・MAXライツ・MAX GIO・ヤマハSS・ヤマハSSジュニア
・ハルナSS・ヤマハカデットオープン・コマー60の各クラスとする。

尚、シリーズ賞典対象クラスは、80%以上のレースが成立した場合とする。出場台数が少ないクラスには、シリーズ賞が制限される。

- ※ 尚、詳しくは公式プログラムを参照のこと。

コマー60 車両規定

1) エンジン : Comer W60 エンジンのみ使用とする。

- ①メーカー市販状態に限る。改造は不可。部品については純正品とする。
- ②最大気筒容量 : 61cc。
- ③点火系統はいかなる改造も一切禁止され、かつまた市販状態でなければならない。ただし、プラグキャップの交換は可。
イグニッション・点火系統は、新式・旧式のいずれも使用可とします。
- ④クラッチはコマー社製の一体型のみとし、その他の改造は一切禁止される。
一体型を使用する場合は旧型（アスベスト製）の使用は認められない。
- ⑤スパークプラグは、一般市販品。電極は1つで発火部形状は、プロジェクト（突出し）タイプか、スラント（斜方）タイプのもの。サイズはネジ部がφ14mm×長さ 12.7mm のものに限定される。ガスケットの削除、追加は認められない。
- ⑥ドライブsprocketは、コマー社製の「10 丁」～「12 丁」に限る。
- ⑦スキッシュ : ピストンが上死点の時、ピストンピン方向のどちらか片方が 1.0 mm 以上のスキッシュエリアを確保すること。
計測は、1.6 mm の鉛製ハンダを使用し、クラッチドラムナット M10 をゆっくり回転させて計測する。
調整用のガスケットはメーカー指定品とする。

2) キャブレター

Comer のエンジン純正のキャブレター（ティロットソン H166、チョークレバー付き）のみとする。改造は不可。ただし、ニードル調整ノブの取り付けは可能とする（純正品のニードルのみ可）。インナーパーツ、ポンプ、ガスケット類も純正品とする（ポンプの厚さは 0.07mm 又 0.1mm～0.12mm のもの、ガスケットは 0.5mm のもの）。キャブレターガスケットは純正の青色のみとし、ティロットソン製・二つ穴のものは不可とする。インレットスプリングのみ自由とする。キャブレターフランジも純正品もしくは同型の製品のみとする。

3) マフラー

Comer 純正の標準タイプを使用する。スポーツマフラー、エキゾーストの使用、一切の改造は禁止する。

4) 吸気消音器

キャブレターに Comer 純正のフランジを取り付けて CIK/FIA 公認実績のあるノイズボックスの装着を必備とする。吸気孔の最大径は 22mm 以下とする。いかなる場合も公認書記載事項の変更は認められない。吸気パイプに加工、変更も禁止とする。

5) シャシー / フレーム

- ①材質28φ以下の磁気鋼管で、ホイールベース 950mm(±5mm)～850mm(±5mm)のMINI カート規格、BABYカート規格として製造され、市販されているシャシー。
リアアクスル 30φ及び 25φで磁気に感応する材質のシャフト。但し、中空の場合の肉厚は 4.9mm 以上。
ブレーキは油圧式または機械式で、機械式を油圧式のものに取り替えることは可能だが、フレームパイプにブラケットなどを溶接及び加工して取り付けることは認められない。
- ②外装品とタイヤ位置規定については、前後輪ともカウル等の外装品もしくはリアバンパーの一番外端から 1mm 以上外に出ていること（ウェットタイヤ装着時は除く）。

6) 参加される全てのドライバーはネックガードとリブプロテクターの着用を必備とする。